

第28回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成28年10月27日(木) 午後1時30分から午後3時00分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人
会長 8番 福村 正見
会長職務代理 5番 中井 悟
委員 1番 椿 新二 2番 山田 清隆
3番 向山 博 6番 安田 伸二
7番 親谷 隆 9番 高山 重人
10番 西元 道啓 11番 柳谷 要
12番 近藤 一祝 13番 天水さとい
14番 小川 秋人 15番 岩間 勇市
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 議案第1号 現況証明願いについて
第5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画の決定について
第7 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の
規定による農用地利用配分計画(案)について
第8 報告第1号 農地法第30条に基づく利用状況調査結果について
第9 報告第2号 第2回後志地方農業委員会連合会役員会について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 伊藤 真澄
農地係長 上仙 知巳

7 会議の概要

事務局 (伊藤局長)	ただ今から第28回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。 最初に、福村会長からご挨拶を申し上げます。
福村会長	皆さんこんにちは。最近寒い日が続いておりますけれども、皆さん怪我なく収穫を終えていると思っております。他の農業者さんも怪我なく収穫を終えているのかと思います。まだまだ寒い時期を迎えています。これから冬に向けて機械等の格納、そういった作業がございますので、最後まで事故のないようにしていただきたいと思っております。早速でございますけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます
事務局 (伊藤局長)	ただいまの出席委員は、14名です。 定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 議事の進行を福村会長にお願いいたします。
福村会長	本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 それでは、日程にしたがって進めて参ります。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
議長	それでは、7番 親谷委員と9番 高山委員を指名いたします。 日程第2、会期の決定についてを議題とします。 本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。
全委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日間と決しました。 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 第27回の総会以降の諸般について、報告いたします。 ・ 新米キャンペーン ・ 第2回後志地方農業委員会連合会役員会

- ・ 町長へ要請（農業委員定数等）
- ・ 北海道知事表敬訪問

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについて、NO1からNO4について、順次、調査員からご報告お願いいたします。

5番
(中井委員)

NO1に関しましてご説明申し上げます。私と柳谷委員と岩間委員と一緒に現地を確認してまいりました。いずれにおきましても、内容的には書面のとおりでございますので、場所だけについてご報告させていただきます。〇〇〇番〇〇ですが、これは〇〇の〇〇のところから入った山のところでございます。〇〇〇番〇〇も同じ場所にあつて、現在は〇〇〇さんが耕作しています。〇〇〇番〇〇と〇〇〇番〇〇も同じ場所にありまして、〇〇〇さんが耕作しているところに入っています。続きまして、〇〇の〇〇〇番〇〇ですが、〇〇の〇〇〇さんの住宅の裏側に細長くありまして、現在は〇〇〇さんがその周りを耕作しています。〇〇〇番〇〇でございますけれども、〇〇の〇〇〇さんの住宅の横にある細長い土地です。現在は〇〇〇さんが周りを耕作しています。〇〇〇番〇〇でございますが、〇〇の〇〇〇さんの住宅の前あたりにある土地です。周りの圃場につきましては、〇〇〇さんが耕作しております。続きまして次のページになります、〇〇〇番〇〇ですが、〇〇から〇〇に行きますと〇〇〇さんからもう少し行ったところの左側に農地がございますけれども、その周りの農地は〇〇〇さんが耕作しています。〇〇〇番〇〇ですが、これは〇〇〇さんの住宅から〇〇に向かって細長くある土地で、〇〇〇さんが周りの土地を耕作しています。〇〇〇番〇〇につきましても、同じく〇〇〇さんが周りの土地を耕作しています。〇〇〇番〇〇でございますが、周りの土地は〇〇〇さんが耕作しています。次に、〇〇〇番〇〇ですけれども、〇〇から〇〇に向かって〇〇〇さんの住宅を少し過ぎますと、左側に、道路ぶちにあります土地でございます。その土地の周りにつきましては、〇〇〇さんが耕作しております。〇〇〇番〇〇でございますけれども、その手前〇〇〇の土地でございますけれども、周りの土地につきましては〇〇〇さんが耕作しております。〇〇〇番〇〇でございますが、もう少し〇〇に向かいまして左側に〇〇〇さんの住宅がございますけれども、その手前、〇〇より〇〇のほうにある土地で、〇〇

○さんが耕作しています。○○○番○○ですけれども、その近辺でございます。周りの土地を○○○さんが耕作しています。同じく○○○番○○につきましても、○○○さんが耕作しています。同じくその近辺ですが○○○番○○、周りの土地は○○○さんが耕作しております。○○○番○○の土地につきましても、周りの土地は○○○さんが耕作しております。続きまして、○○○番○○でございますが、もう少し行きますと○○に入る○○がありますが、それを少し進んだ右側でございます。細長い土地でございますけれども、周りの土地を○○○さんが耕作しております。その近辺でございますが、○○○番○○この土地につきましても、周りの土地を○○○さんが耕作しております。その並びの土地でございますけれども、○○○番○○でございますけれども、周りの土地を○○○さんが耕作しております。続きまして○○○番○○、この土地につきましても、○○から○○に向かいまして、○○○さんを過ぎた右側にある土地でございます。周りの土地を○○○さんが耕作しております。続いて○○○番○○ですが、○○○さんの住宅から道道側に向かいまして、○○がございませけれども、その右側です。畑ということで、現在○○○さんの土地となっております。続きまして、○○○番○○でございます。同じく○○○さんの住宅から道道に向かいまして、細長くある土地が、○○○番○○と○○○番○○の土地であります。いずれにおきましても、周りの土地は○○○さんが畑として使っております。以上でございますけれども、現況はこのようになっていまして、あとは書面どおりでございますので、よろしくお願いいたします。

6番
(安田委員)

NO2について説明いたします。内容は書面のとおりですので、場所のみ説明いたします。○○○番○○から○○○番○○が○○○さんの住宅の○○を挟んで向かい側です。○○○番○○から○○○番○○が○○○さんの住宅の周辺です。○○○番○○から○○○番○○が○○○さんの住宅の裏から山にかけての土地です。○○○番○○から○○○番○○が○○○さんの元の住宅の周辺です。○○○番○○から○○○番○○が先程の土地のもう少し山側の、○○○さんと○○○さんの住宅の間にある土地です。○○○番○○から○○○番○○が○○○さんの住宅の奥から○○を挟んで○○○さんの住宅の奥まで続く土地です。○○○番○○から○○○番○○が○○○さんの住宅の周辺です。○○○番○○から○○○番○○が○○○さんの住宅の周辺です。○○○番○○

から〇〇〇番〇〇が〇〇〇さんの住宅を超えまして、〇〇〇の〇〇のほうへ300m行ったところの場所です。字〇〇〇番〇〇から〇〇〇番〇〇が〇〇〇さんと〇〇〇さんの住宅の間にあります。字〇〇〇番〇〇ですが、〇〇〇さんの住宅から〇〇に向かいまして坂を上り、下がったカーブの右側のところですか。以上です。よろしくお願ひいたします。

10番
(西元委員)

3番について説明させていただきます。現況はこの書面のとおりでございます。字〇〇〇番〇〇の場所ですが、〇〇の〇〇の裏、100mぐらい奥に位置する土地でございます。〇〇〇番〇〇に関しましては、〇〇の〇〇の〇〇を挟んだ斜め向かい、〇〇の〇〇がありますけれども、その〇〇にある土地でございます。〇〇〇番〇〇と〇〇〇番〇〇ですけれども、〇〇沿いに〇〇があります、もう少し進み坂を下り降りたところに〇〇がありますが、〇〇から行って右側にある農地でございます。〇〇〇番〇〇に関しましては、農地としては利用されず、農地・採草放牧地以外の土地でございます。よろしくお願ひいたします。

15番
(岩間委員)

番号4番ですけれども、字〇〇〇番〇〇と字〇〇〇番〇〇、いずれも公募は田で現況は農地として確認しております。場所は、〇〇〇さんの住宅の前を上がって行きますと、〇〇〇さんの水田がありますが、その中にある土地ですのでよろしくお願ひいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。議案第1号については調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。NO1について、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。平成28年10

月27日提出。蘭越町農業委員長名。

その1、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん。借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん。土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成17年12月26日から平成28年12月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年10月12日、土地引渡の日は平成28年11月末日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

議長 それでは、NO1について、地区担当委員の補足説明をお願いします。

14番 (小川委員) 番号1番、〇〇〇さんと〇〇〇さんの案件でございます。内容は事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇の〇〇〇さんの〇〇の〇〇から〇〇にかけての場所でございますので、よろしくお願ひいたします。

議長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議長 質疑なしと認めます。本案のNO1について、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 NO1につきましては、原案のとおり受理することといたします。

次にNO2からNO3について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、親谷委員の退席を求めます。

暫時休憩します。(〇〇委員退席)

再開します。

事務局 (上仙係長) その2、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん。借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん。土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成22年8月30日から平成25年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知

年月日は平成28年10月17日、土地引渡の日は平成28年10月末日です。解約の理由は、経営規模を縮小するため、解約するものです。

その3、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん。借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん。土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成22年8月2日から平成27年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年10月17日、土地引渡の日は平成28年10月末日です。解約の理由は、経営規模を縮小するため、解約するものです。

議長 それでは、NO2からNO3について、地区担当委員の補足説明をお願いします。

9番
(高山委員) 番号2番、3番について説明いたします。まず番号2番ですけれども、両方とも内容につきましては事務局の説明のとおりですけれども、字〇〇〇番〇〇と〇〇〇番〇〇については、〇〇〇さんの住宅の周辺になります。〇〇〇番〇〇と〇〇〇番〇〇は、〇〇〇さんの住宅の周辺であります。次の番号3ですが、場所は〇〇〇さんの住宅の周辺になりますので、よろしく願いいたします。

議長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議長 質疑なしと認めます。NO2からNO3について、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 NO2からNO3につきましては、原案のとおり受理することといたします。

暫時休憩します。(〇〇委員着席)
再開します。

議 長

次にNO4について、上程します。
事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長)

その4、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん。借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん。土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成26年3月2日から平成29年3月1日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年10月19日、土地引渡の日は平成28年10月末日です。解約の理由は、経営規模を縮小するため、解約するものです。

議 長

それでは、NO4について、地区担当委員の補足説明をお願いします。

9 番
(高山委員)

番号4番について説明いたします。内容は事務局の説明のとおりです。場所についてですが、〇〇〇さんの住宅の周辺ですので、よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。NO4について、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO4につきましては、原案のとおり受理することといたします。

日程第6、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。NO1からNO3について、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第1

8条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成28年10月27日提出。蘭越町農業委員長名。

その1、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成28年12月1日、対価の支払期限は平成28年11月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地を買い受けするものであり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

その2、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年11月2日から平成38年11月1日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は共済水張面積価格〇〇〇円です。

その3、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年11月2日から平成38年11月1日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は共済水張面積価格〇〇〇円です。

以上のことから、その1からその3については、適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

それでは、NO1からNO3について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

14番 (小川委員)	NO1、〇〇〇さんと〇〇〇さんの売買の案件ですけれども、内容は事務局の説明のとおりです。場所は先程説明いたしました、〇〇の〇〇〇さんの〇〇の〇〇から〇〇にかけての部分となります。よろしく願いいたします。
9番 (高山委員)	2番、3番について説明します。先程出てきました、土地であります。後は事務局の説明のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
全委員	ありません。
議長	質疑なしと認めます。本案については、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
議長	本案のNO1からNO3につきましては、原案のとおり、決定し、その旨町に通知いたします。 次にNO4について、上程します。 農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩します。(〇〇委員退席) 再開します。
事務局 (上仙係長)	その4、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年11月2日から平成38年11月1日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は田が共済水張面積価格〇〇〇円、畑が総額で〇〇〇円です。 以上のことから、その4については、適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長 それでは、NO4について、地区担当委員の補足説明をお願いします。

9 番
(高山委員) NO4について説明します。内容につきましては、事務局の説明のとおりであります。場所ですが、字〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、これは〇〇〇さんの住宅の周りです。字〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、これは〇〇〇の周辺であります。よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。NO4について、原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 NO4につきましては、原案のとおり、決定し、その旨町に通知いたします。

暫時休憩します。(〇〇委員着席)
再開します。

日程第7 議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画(案)についてを議題とします。NO1からNO2について、上程します。
事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長) 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画(案)について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画(案)の提出にあたり、蘭越町長から意見を求められた別紙の農用地利用配分計画(案)の適否について、議決を求める。平成28年10月27日提出。蘭越町農業委員会会長名。
その1、権利の設定を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇

さん、権利の設定をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん。土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は平成28年12月26日から平成38年11月1日までの10年間です。価格は〇〇〇円です。借り受けの理由としては、経営規模を拡大し、経営の安定化を図るものです。

その2、権利の設定を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん。権利の設定をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん。土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は平成28年12月26日から平成38年11月1日までの10年間です。価格は〇〇〇円です。借り受けの理由としては、経営規模を拡大し、経営の安定化を図るものです。

当計画は、いずれも〇〇〇さんの経営規模縮小に伴い、隣接する耕作者に農地を集積するものであり、耕作の利便性等からみて、計画は適当であろうと事務局では判断いたしました。

議 長 NO1からNO2について、地区担当委員の補足説明をお願いします。

9番 (高山委員) 番号1番、2番について説明します。内容は事務局の説明のとおりです。〇〇〇さんのところは、先程2号議案で出ました、〇〇〇さんと〇〇〇さんの土地です。次の〇〇〇さんですが、これは〇〇〇さんの土地ですので、よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。本案について、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第5号につきましては、原案のとおり、決定し、その旨町に通知いたします。

日程第8 報告第1号農地法第30条に基づく利用状況調査結

果について、事務局から報告願います。

事務局
(上仙係長)

別紙利用状況調査リストをご覧ください。9月1日、6日、7日と3日間に渡り現地調査を行いました。

毎年農地システムの更新にあたり、課税台帳の内容を取り込んでいます。今回の調査は、課税台帳における、台帳地目（公簿）と現況地目の相違がある土地を抽出しました。その結果になります。

農業委員会では農地としてカウントしていない土地がありました。今後は、低利用地の意向確認を進めていきたいと思えます。

なお、農地・水の対象地につきましては、調査中であります。

議 長

日程第9 報告第2号第2回後志地方農業委員会連合会役員会について、事務局から報告願います。

事務局
(伊藤局長)

先程、諸般の報告でありましたように、10月6日に地方連の役員会がございまして、会長と私が出席してまいりましたので、私のほうから報告させていただきます。

この時は前段に幹事会を行っておりまして、その内容も含めて役員会の中で協議させていただいたのですが、提案としては、事業内容の見直しと、皆さんのお手元に第2回役員会議案の2協議事項についてを協議してきております。もう一つが事業内容の見直しがあったのですが、これについては、平成29年度以降の道内視察研修ですとか北海道農業会議総会終了後の地方連としての意見交換会、全国農業委員会会長大会においての要請活動後の意見交換会を中止したいという事業内容見直しの提案がありましたけれども、これについては役員会の中で否決されておりまして、現行通り実施していくということに決定をしております。皆さんのお手元にあります、役員及びブロック別輪番制について提案されておりまして、現在は会長1名、副会長2名、理事6名、監事2名、事務局幹事6名で構成しているわけでありまして、改正後については、副会長を2名から1名に理事を6名から3名に事務局幹事を6名から5名にしたいということでの事務局提案でございます。また、ブロック別輪番制による役員の選出方法についてということで、平成29年7月に改選期を迎えるわけでありまして、それ以降の会長、副会長及び理事の選出方法について、ブロック別輪番制をしていただきたいということで、現

在4ブロックあるわけですが、南後志ブロックと岩宇ブロックを統合させて山麓ブロック、南後志と岩宇の統合ブロックと北後志ブロックの3ブロックで真ん中あたりに書いてありますけれども、この町村数で大体合うのではないかということで、輪番制にしたいということの提案がありました。選出方法については、会長については、3ブロックの中から輪番制、副会長については、次期会長選出ブロックから選出ということで、裏面をご覧くださいなのですが、参考例として書かれておりますが、会長が平成29年から当たったところについては、副会長は次期会長選出のブロックから出したいと、理事については平たく出して、監事については、会長以外のブロックから出してということで、それぞれ回していきたいという内容でございました。これが、事務局提案であったわけですが、地方連の天野会長から役員会の時に、事務局提案は3年で回していくという提案だったのですが、会長が1期で交代しなかった場合、それについては継続していくことも念頭においていいということで、意見が出されておりましたので、全てがこの参考例どおりにはいかないと思いますけれども、今回これを皆さんの前で報告させていただくにあたっては、やはり今の体制から大きく変わると、それと将来的に会長がブロック別の輪番制によって自分の所からも出すことがあると考えられますので、そういうことから、現在の会長だけではなく、広く、若い、代理さんですとか委員さん達にも自分達のこと将来関わってくるわけですから、そののところにこういったことを周知しながら、本当にこれでいいのかどうなのかということを議論していただきたいということで、各町村持ち帰ってですね、持ち帰った結果を事務局長会議で報告し合いながら来年4月の総会に向けて、また役員会を経て議論しようとなりましたので、今日は報告とともに皆様からこの内容についてご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

今局長が説明されたとおりでありますけれども、仁木町の天野会長さんが地方連の会長になっておりますけれども、その前、昨年までが共和町の工藤会長がやっておりましたが、改選期が来まして、工藤会長が出てこなくなった、農業委員でなくなったということで、何とか北後志ブロックから出して頂きたいという事で、現在天野会長さんが地方連の会長をお願いしているということでございまして、今局長が説明した経過を含めて、農業委員さんも

何期かで入れ替わりをするということもありますので、そういった状況の中で、我々役員会の中だけで決めて良いものなのかどうか、その辺も協議いたしまして、各町村で総会がありますので、そこで1回話し合ってもらってはどうかということで、今回ご提案申し上げますね、皆さんに協議をしてもらう運びとなりました。皆さんのお手元にお配りしてはいますが、役員輪番制あるいは役員の数、4ブロックを3ブロックに統合するというご提案でございます。それと、役員選出方法ですが、3ブロックの中で輪番体制にするということで、当初は1期3年ごとに会長が交代していくのかという話になり兼ねませんので、再任は妨げないということも含めてですね、皆さんのご意見をいただきたいと思っております。

まず、1番目の役員の数ですね、現行、会長1名、副会長2名、理事6名、監事2名、事務局幹事6名ということでありましたけれども、提案としては、副会長を1名、理事を3名、事務局幹事を5名というふうに改正したいということです。私としては、会長1名は良いとして、副会長を各ブロックから1名ずつ出して問題ないと思うし、理事さんについては3ブロックですから、今まで6名理事がいたのですが、ある程度の人数の中で役員会を開かないと会長のところだけで決められるという恐れもありますので、各ブロックから2名ずつ出すようにして、現行どおり6名。あと事務局幹事が1人減っていますけれども、農業委員会そのものが減るわけではないので、例えば視察に行くとか、東京に行くとか、大変幹事さんは苦労されている。幹事さんがいろいろとコミュニケーションを取りながら、17名の会長を引き連れて行くわけですから、理事と同様に今まで通り6名でいいのではないかと考えているところです。この①の役員改正についてどうでしょうか。ご意見ありますか。

15番
(岩間委員)

減らす意向というのは、どういう理由で減らしたいのか。

議長

極端な話、ブロックが3ブロックになるから、減らしていいのではないかと。そんなに大義はないのですよね。

事務局
(伊藤局長)

総会の時にいろいろと出ていまして、スリム化を図りたいという言葉が出ていたのですよね。スリム化とはということで、事業

の見直しと役員の数という話が出てきたということです。

1 1 番
(柳谷委員)

これから推薦制が施行されて、どういう農業委員会が各町村でできるのか、まず描く必要があると思うのですよね。私はブロック制は悪くはないと思いますよ。輪番制は申し合わせ程度に留めておくべきだと、内規まではちょっとやりすぎでないかという気がするよね。それでいて再任は妨げないという矛盾するのだよね。だから、申し合わせで。有望な人がいれば継続してやってほしいというのは皆の意向だと思うから、申し合わせ程度にしておいたほうが良いと思います。

それから、ブロックの改正ですけれども、岩宇と南後志の統合は良いと思わないのです。共和の一部に小沢の開拓の後の国営パイロットに倶知安から通って作っている人たちがいると思うのです。そういうことを踏まえて考えれば、何で共和を倶知安に近づけないのか、一緒になれないのか。ブロックがね。岩内はともかく、その辺はどうなのかね。

議 長

島牧とか小さい町がね、もう合併したほうが良いのではないかという言い方をしているのですよ。見た場合に、岩宇が共和と岩内ですよね。南は島牧と寿都と黒松内。まずは岩宇と南後志の農業委員会が合併有きでいけるのかと。その辺を我々が良いとか悪いとか言えないのですよ。だから、この部分については、該当する農業委員会の中で、合併したほうが良いということであれば、その通り進めて、もし反対であれば、我々の所はどこかとかくっ付きたいということもあるかもしれませんが、あくまでも案ですので、それぞれの農業委員さんの話を聞いて、合併したほうが良いということになれば、その通りいったほうが良いし、まだ意向を聞いていないし。

1 1 番
(柳谷委員)

合併というのは、外からどうのこうのと言う物でもないし。

それと、もう一つですが、農家に直接接する、我々の農業委員会であれば色々な意見を反映できるけれど、連合やブロックというのは、なかなか決定的に活発にできる活動と言え、事務局体制だと思うのですよね。事務局の局長というのは、当然だと思うけれど事務局の会長がきちんと仕事できるように、補佐を付ければ非常に良いのではないかという気がするのですよね。事務局がものすごく苦勞するのですよね。補佐をつける。

事務局
(伊藤局長)

現行では、事務局幹事は会長のところはもちろんありますよね。副会長のところと、その他に各ブロックと会長指名ということで、一つあるのですよね。ですから、この会長指名のところは従前から、前にやっていたところを入れております。この他に幹事長ということで、会長のところの事務局長が職員として入っています。

議長

今はどこの事務局も人がいなくて、大変なのさ。だからなおさら小さい農業委員会のところに、会長がやり手だからと言って、そこに持っていけるのかが疑問なのさ。そういうこともあるのさ。今局長が言ったとおり、副会長のところの事務局長もそれなりに応援しているということです。そういう部分では、会長を持ったところの事務局長は安心して行けるのかなと思います。

我々は、こういう農業情勢の中で、要望活動、要請活動は大事だと思うのですよ。これがどんどんこの案通り行くと、要望、要請活動もやらなくなる。ただ農業委員会は農地だけ守っていけば良いという話でさ。国へも要請しなくなるし、地方連としての役割も果たせなくなるから、だからそれではダメでしょと、そういう部分で、事業の見直しについては、今まで通りやりましょうということになりました。皆さんの意見をいただきたいのですが、役員の改正なのですが、現行どおりで私は行きたいと思うのですが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

役員数の改正については、現行どおり進めるということで。それから、ブロック別輪番制ということで、ブロックの改正のところははっきりしていませんが、輪番制にしたいというころですが、これについては、輪番制にしても再任も妨げないとしたので、どうでしょうかね。

14番
(小川委員)

それで私は良いと思いますけれど。

5番
(中井委員)

輪番制は削除しても良いのではないですか。その時に副会長もいるかどうか分からないし。その時点で話し合ったほうが。

議 長

輪番制をなくして、今まで通りそれぞれのブロックから選考委員さんを選んで、今まで選考してきたのですよ。それでいいよね。揉める原因の一つかもしれないけれど、決める人もどこの会長さんが良いとか、事務局もそれなりにある程度整っているとか、そういうことも見極めて選ぶわけだから。

1 4 番
(小川委員)

ただ、こういう原案が出てきたという事は、何かしらあったのかと思わざるを得ないので、そのためにこの提案をしてきたという。それを回避するために、おそらくこっちのほうの方がうまくいくのかなと、だんだんこれから手がいなくなってきた、追いつけあいになると、根拠だけつくったほうが良いのかなと私は思うのですよね。

1 5 番
(岩間委員)

輪番制は崩れると思うよ。会長が3期なら3期続けて、副会長が次から次と変わって、変わった時にすぐ会長が辞めた時に、例えば副会長が1期しかやっていない人がさ、この順番で行った場合、やらなければならない状況にもなってくるから、1期しかやっていないから会長は無理だって、やっぱり言うと思うし、輪番制を決めていても、おそらく崩れると思うから、その時点で選考委員会でも、今まで経験のある人たちが話し合って、決めた方が。でも基本的にはこうだよと。その状況によって、選考委員会できめるよと。申し合わせ程度にしたほうが良いと思います。

議 長

選考委員会を開いて、その時々、の会長さんを決めるというのが、民主的だと思うのさ。

他はどのように出てくるかわかりませんが、蘭越の農業委員会は輪番制はなしということで、どこのブロックでも良いから会長適任者を選出するという事でよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

ブロック再編ですが、岩宇と南後志ブロックが合併したほうが良いのではないかという話ですが、これは相手側に任せるということでいいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

役員選出方法ですが、会長が欠けた場合は、どちらかの副会長がやらなければならないし、どちらかを選ぶ選考委員会なら大変だと思うので、であれば平場に返して会長を決めるということがいいと思うのですよ。

15番
(岩間委員)

代行の副会長は、農業会議に行った場合は、代表権はないの。

議 長

無いですね。

蘭越でこういうふうに決めても、他の委員会がどう決めるかというのがありますが、でも蘭越はこれでいきますよと意見を述べなければならぬし。

10番
(西元委員)

3ブロックで改選期が違うから、改選期が違う会長が変わりましたと、すぐ改選期を迎えるところもありますよね。そこが被った場合、変わって変わるような、輪番とか何とか言っていると。

議 長

そうなれば、会長全員集まって選挙したほうが良いのではないか。選考委員会で2人からどちらかを選ぶなら、全員で決めてもらったほうが。

15番
(岩間委員)

速やかに決めるのであれば、それが良いと思う。

議 長

蘭越はそういうことでよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

事務局
(伊藤局長)

選出基準としては、ブロックは良いという事でいいですよ。

議 長

選出基準はね。それではそのように進めてまいりたいと思います。後で皆さんにご報告していきたいと思ひます。

その他の報告を、事務局から説明をお願いします。
以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

これをもって第28回農業委員会総会を終了いたします。

午後3時00分終了

以上のおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩